

旭医大達第54号
令和4年5月25日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年5月25日から施行し、改正後の別表1は、令和4年4月1日から適用する。</u>	
<u>別表</u>	
<u>1 保険適用外の料金</u>	<u>1 保険適用外の料金</u>
区分	金額
(略)	(略)
先進医療料	29,700
ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）	
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（新設）	43,230（新設）
子宮内膜受容能検査（新設）	93,830（新設）
子宮内細菌叢検査（新設）	38,390（新設）
(略)	(略)
【改正理由】	

先進医療料「ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術」、「子宮内膜受容能検査」および「子宮内細菌叢検査」が承認されたため掲載するものである。